



奨学金等返済支援事業補助金

若者の市外流出を防ぎ、地域を支える若者の人材を確保するため、本市に居住し、奨学金又は貸付金(以下「奨学金等」という。)を返済しながら働く若者等に対し、高校・大学等の在学中に貸与を受けた奨学金等の返済額の一部を支援するものです。

事業期間

令和4年(2022年)度から令和8年(2026年)度
【令和4年4月1日から令和9年3月31日】まで



補助対象者

①奨学金等の貸与を受けた者が学校を卒業等した本人の場合

- (1) 40歳未満であること(基準日:交付申請年度の3月31日)
- (2) 就労していること(正規・非正規は問わない。また、起業者、就農者等を含む。)
- (3) 奨学金等の貸与を受けて通った学校を卒業または在籍したこと
(※学校:学校教育法にて規定する大学、専門学校、高等学校等)
- (4) 交付申請日及び実績報告日において市の住民基本台帳に記載があり、居住していること
- (5) 対象世帯の構成員に係る所得の合計を当該構成員数で除して得た額(世帯員1人あたりの平均所得額)が300万円以下であること
- (6) 市税の未納がないこと
- (7) 対象世帯の構成員に暴力団員がいないこと
- (8) 南あわじ市の市民として3年以上定住する意思があること

※対象世帯の構成員とは、奨学金等の返済を行う者(当該返済を行う者が保護者等である場合は、子等を含む。)と同じ世帯に属する全ての世帯員のうち、交付申請日が属する年の4月1日において年齢が満18歳以上の方をいいます。

②貸付金の貸与を受けた者が学校を卒業等した本人(以下「子等」という。)の親族(以下「保護者等」という。)の場合

- (1) 子等について、上記①の(1).(2).(4).(8)を満たしていること
- (2) 保護者等について、上記①の(4).(5).(6).(7)を満たしていること
- (3) 学校の進学又は在学に係る子等の教育を目的とした貸付金の貸与を受け、かつ、当該学校を子等が卒業または在籍したこと



補助対象経費

交付申請日が属する年の1月1日から12月末日までに補助対象者が返済した奨学金等の元金、それに係る利子及び保証料等。ただし、他の制度等により補助を受けている場合は、当該補助額を差し引いた額とします。

【奨学金】(独法)日本学生支援機構、あしなが育英会又は(一財)関育英奨学会 等

【貸付金】教育支援資金(兵庫県社協)及び母子父子寡婦福祉資金(兵庫県)、各金融

機関又は(株)日本政策金融公庫による教育ローン 等

※奨学金と貸付金の両方を返済している者は合算して申請可能



補助金額 最大120万円(5年間の総額)

年間返済額の1/2、最大24万円(2万円×12か月)を最大5年間(60か月)

【ご注意ください】

補助金額は 1月～12月までに支払った合計額の1/2(1,000円未満は切り捨て)と南あわじ市に居住している月数×2万円(最大24万円)を比較して少ない方の額になります。

(補助例)

居住期間:1月～12月、年間返済合計額 50万円	居住期間:9月～12月、年間返済合計額 10万円
年間合計返済額の1/2:50万円×1/2=25万円	年間合計返済額の1/2:10万円×1/2=5万円
補助金額最大:2万円×12か月=24万円	補助金額最大:2万円×4か月=8万円
1年間の補助額:24万円	1年間の補助額:5万円



申請・実績手続き

申請から請求書の提出までは必ず同じ年度内に行ってください。

【申請期間】

☐ 申請受付の期間は6月1日から12月末日までです。

【実績報告期間】

☐ 実績報告は交付申請日が属する年度の1月1日から3月末日までの間です。





必要書類

【補助金を申請するとき】

過去に申請をしたことがある方は、
 一部の書類の提出を省略できます

◎奨学金を返済している方

- ☐ 奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)
- 【市役所で取得していただく書類(証明書)】
 - ☐ 世帯全員の住民票の写し(続柄記載かつ発行日から1月以内)
 - ☐ 満18歳以上の世帯員に係る課税証明書(直近年度のもの)
- 【勤務先/雇用主が証明する書類】
 - ☐ 就労証明書(様式第2号)又は就労申出書兼誓約書(様式第3号)
- 【その他、ご自身で準備いただく書類】
 - ☐ 卒業等を証する書類の写し(卒業証書、在学証明書等)
 - ☐ 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与を証する書類(次ページ参照)
 - ☐ 奨学金の返済計画が分かる書類(次ページ参照)
 - ☐ ほかに奨学金等返済に係る補助金を受けている場合、補助内容の詳細が確認できる書類

◎貸付金(金融機関の教育ローンなど)を返済している方

- ☐ 奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)
- 【市役所で取得していただく書類(証明書)】
 - ☐ 対象世帯の構成員に係る住民票の写し(続柄記載かつ発行日から1月以内)
 - ☐ 対象世帯の構成員に係る課税証明書(直近年度のもの)
- 【勤務先/雇用主が証明する書類】
 - ☐ 就労証明書(様式第2号)又は就労申出書兼誓約書(様式第3号)
- 【その他、ご自身で準備いただく書類】
 - ☐ 卒業等を証する書類の写し(卒業証書、在学証明書等)
 - ☐ 借入申込書等の写し(子等のために貸与されたことが分かる書類)
 - ☐ 貸付金の返済計画が分かる書類
 - ☐ ほかに奨学金等返済に係る補助金を受けている場合、補助内容の詳細が確認できる書類

◎奨学金と貸付金の両方を返済している方

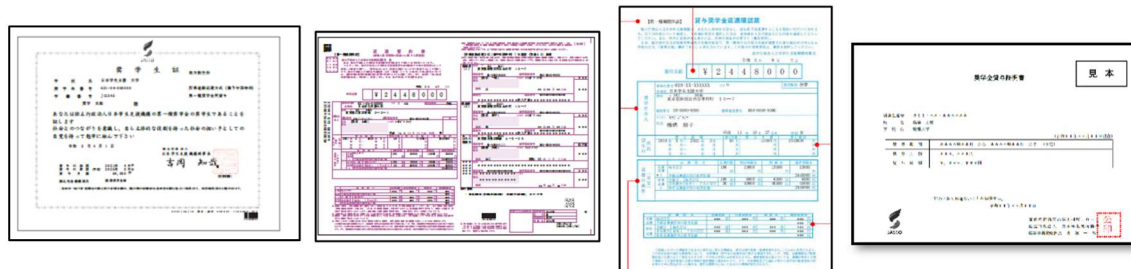
- ☐ 奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)
- 【市役所で取得していただく書類(証明書)】
 - ☐ 対象世帯の構成員に係る住民票の写し(続柄記載かつ発行日から1月以内)
 - ☐ 対象世帯の構成員に係る課税証明書(直近年度のもの)
- 【勤務先/雇用主が証明する書類】
 - ☐ 就労証明書(様式第2号)又は就労申出書兼誓約書(様式第3号)
- 【その他、ご自身で準備いただく書類】
 - ☐ 卒業等を証する書類の写し(卒業証書、在学証明書等)
 - ☐ 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与を証する書類(次ページ参照)
 - ☐ 奨学金の返済計画が分かる書類(次ページ参照)
 - ☐ 借入申込書等の写し(子等のために貸与されたことが分かる書類)
 - ☐ 貸付金の返済計画が分かる書類
 - ☐ ほかに奨学金等返済に係る補助金を受けている場合、補助内容の詳細が確認できる書類

※上記のほか、個々の申請内容により追加で資料の提出をお願いする場合があります。

【申請書に添付する書類について(補助金を申請するとき)】

Q. 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与を証する書類とは？

A. 「奨学生証」、「返還契約書」、「貸与奨学金返還確認票」、「奨学金貸与証明書」等です。



Q. 奨学金の返済計画が分かる書類とは？

A. 「奨学金返還証明書」、「スカラネット PS」等です。



【南あわじ市奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)の書き方】

3 貸与・貸付の状況 (年 月 日時点)

奨学金	貸与機関				
	貸与総額	①	円	返済残高総額	② 円
	月賦返済回数	③	回	月賦返済残回数	④ 回
	対象経費	円(1月1日～12月31日までの返済予定額)			
貸付金	借入機関				
	借入総額		円	返済残高総額	円
	返済期間		年 月 ～ 年 月	まで	
	対象経費	円(1月1日～12月31日までの返済予定額)			

学校名	学生支援大学
貸与終了年月	2015年03月
貸与総額	2,592,000円 ①
返還総額(元金)	2,592,000円
割賦方法	月賦
月賦返還回数	240回 ③
月賦返還額	10,800円
月賦最終回返還額	10,800円
月賦返還残回数	213回 ④
月賦返還残額(元金)	2,300,400円 ②
前回入金年月日	2018年12月27日
前回入金額	10,800円

【実績報告をするとき】

- 奨学金等返済支援事業補助金実績報告書(様式第4号)

【市役所1階で取得していただく書類(証明書)】

- 申請者の「未納税額のない証明書」(発行日から1月以内のもの)
- 対象世帯の構成員に係る世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されており、発行日から1月以内のもの)

※申請時の状態と変更がない場合は、**提出不要**です。

※世帯員が増えるなど、世帯構成が変更になった場合は、所得等の要件の確認を再度行う場合があります。

【その他、ご自身で準備いただく書類】

- 対象となる期間に奨学金等を返済した金額が分かる書類
→「通帳の写し」のほか、「奨学金返還額証明書」等があります。
→通帳がない場合など、インターネットの履歴表示でも問題ありませんが、口座名義が申請者であることが分かる部分のご提示をお願いします。

※履歴がまとめて記帳されている場合や、新しい通帳に繰越されている場合等は、予め金融機関等で取引履歴の分かる書類をご準備ください。

※奨学金等の返済に係る部分以外については、黒塗り等で見えなくしてからご提出いただいても問題ありません。

「住民票」「課税証明書」「未納税額のない証明書」は、申請者ご本人のほか、同一世帯のご家族が取得可能です。(申請時には本人確認が必要です)



相談・申請・実績受付

- 受付期間 開庁日の午前8時30分～午後5時15分
※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。
- 受付場所 総務企画部ふるさと創生課(市役所 本館3階)
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1
電話 0799-43-5205 FAX 0799-43-5305
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp

Q&A

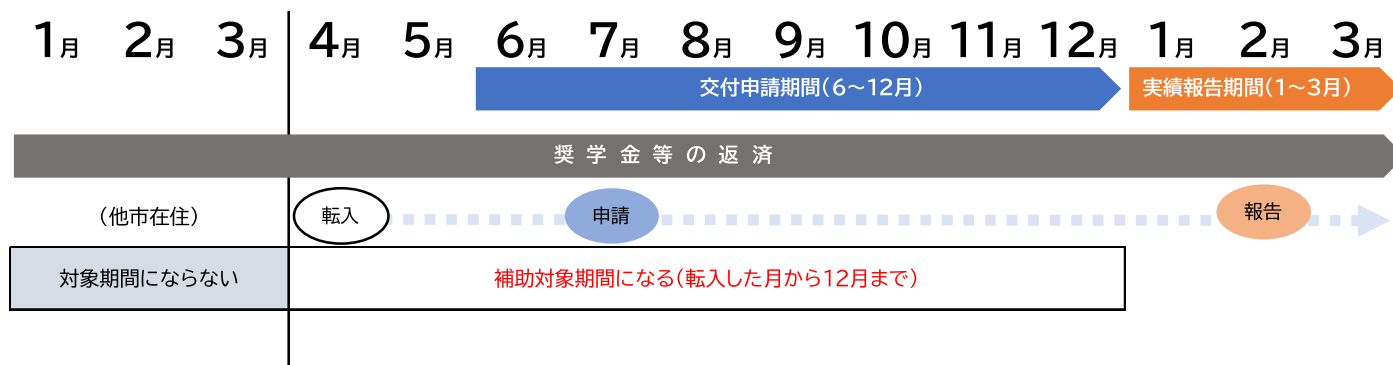
よくある質問

Q

大学を卒業して帰ってきました。補助金は受けられますか？

A

要件を満たす方は補助を受けることができますが、補助金の上限額が異なりますのでご注意ください。（補助金の上限額は「転入してから12月までの居住月数」×「2万円」になります）



Q

繰り上げ返済金も補助の対象に含まれますか？

A

繰り上げ返済金も補助の対象になります。補助金の額は、「①補助対象者が1~12月の間に返済した合計額を2で除して得た額」と「②南あわじ市に居住している月数×2万円（最大24万円）」を比較して少ない方の額（千円未満切り捨て）になります。

◆1月から11月まで5千円ずつ返済し、12月に10万円を繰り上げ返済した場合

① 1年間に返済した額（155,000円）÷2=77,500円

② 居住月数（12月）×2万円=240,000円

⇒ ①<②となり、補助金の額は 77,000円（1,000円未満は切り捨て）になります。

◆12月に転入し、同月に繰り上げ返済額を含め20万円を返済した場合

① 1年間に返済した額 200,000円÷2=100,000円

② 居住月数（1月）×2万円 20,000円

⇒ ①>②となり、補助金の額は 20,000円になります。

Q

補助金申請をした後、結婚して2人暮らしを始めました。補助金はどうなりますか？

A

補助金の申請時を基準として要件の審査を行っています。このケースでは、申請時に確認した世帯構成が変更されましたので、変更後の世帯構成で改めて審査を行うことになります。変更後の世帯構成では所得等の要件を満たさないことが分かった場合、変更するまでの期間を対象として補助金が算定されます。

なお、申請日の時点で既に要件を満たさない場合は、補助対象期間中（1月~12月）に要件を満たす期間があったとしても、その期間を含め補助金の交付を受けることができません。

○次年度以降に対象要件が満たされる場合は、60か月の範囲内で補助金を受けることができますので、改めて申請を行ってください。

○補助申請期間前（1月~5月）に世帯構成変更があった場合は、この限りではありません。

記入例

様式第1号(第6条関係)

市役所に提出する日をご記入ください。

(表)

奨学金を借りている方(本人)が申請者になります。貸付
金のみ借りている方は借入者が申請者になります。

令和7年6月1日

南あわじ市長 様

申請者 住 所 〒656-0475
南あわじ市市善光寺 22-1
氏 名 南あわじ 太郎
連絡先 090-1234-5678

奨学金等返済支援事業補助金交付申請書兼誓約書

南あわじ市奨学金等返済支援事業補助金交付要綱第6条の規
なお、交付申請にあたり、次のとおり誓約し、及び同意しま

分かる範囲でご記入ください。

- ・(回目)は、今回の申請が何回目の申請かをご記入ください。
- ・卒業者等氏名は、卒業時点での氏名をご記入ください。

交付申請額	100,000 円 (2回目)		
卒業等した学校・学部名	〇〇大学 △△学部		
卒業者等氏名	淡路島 太郎	続柄	本人

1 誓約事項

- (1) 市内に3年以上定住する意思があり、市税等の滞納はなく、今後も滞納しません。
- (2) 対象世帯の構成員は、南あわじ市暴力団排除条例(平成25年南あわじ市条例第12号)第2項第2号に規定する暴力団員ではありません。
- (3) 奨学金等返済に係る補助を他に受けている場合は関係書類を提出します。
- (4) 南あわじ市補助金等交付規則第16条の規定により交付決定が取り消された場合は、同第17条の規定により速やかに補助金を返還します。

2 同意事項

申請内容を確認するために必要な住民登録情報、戸籍情報、市税等の滞納情報、暴力団との関係の有無を含む調査を市職員が必要に応じて実施することに同意します。

(裏)

スカラネットマイページ等を参考にご記入ください。

(チラシの4ページに見本があります)

書き方が分からない場合は、ご提出時にお申し出ください。

3 貸与・貸付の状況（令和7年6月1日時点）

奨学金	貸与機関	☒ 日本学生支援機構 ☐ ()		
	貸与総額	2,400,000 円	返済残高総額	710,000 円
	月賦返済回数	180 回	月賦返済残回数	50 回
	対象経費	156,000 円 (1月1日～12月31日までの返済予定額)		
貸付金	貸付機関			
	貸付総額	円	返済残高総額	円
	年 月 ～ 年 月まで 円 (1月1日～12月31日までの返済予定額)			

貸与を受けている奨学金が2つある場合は
「① 2,400,000 円 ② 1,480,000 円」のように
それぞれの奨学金についてご記入ください。

4 他の補助制度の活用

☐ 有（雇用主による）	補助金額（月額 円／年額 円）
☐ 有（他制度による）	補助金額（月額 円／年額 円）
☒ 無	

5 勤務状況（労働契約の有無）

☒ 有（正社員・パート・アルバイト） ☐ 無（自営業、農業・漁業等）

6 添付書類

必要書類	共通	☐ 対象世帯の構成員に係る世帯全員の住民票の写し（続柄記載かつ発行日から1月以内） ☐ 卒業等を証する書類の写し ☐ 就労証明書（様式第2号）又は就労申出書兼誓約書（様式第3号） ☐ 対象世帯の構成員に係る課税証明書（直近年度のもの） ☐ その他の奨学金等返済に係る補助金を受けている場合、補助内容の詳細が確認できる書類 ☐ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
	奨学金	☐ 奨学金を貸与した機関が発行する奨学金の貸与を証する書類 ☐ 奨学金の返済計画が分かる書類
	貸付金	☐ 借入申込書等の写し（保護者等が申請する場合は、当該貸付金の子等のために貸与されたことが分かる書類に限る） ☐ 貸付金の返済計画が分かる書類

*